

空家を売りたいけど
どうしよう...

空家を何かに
活用したい!

お持ちの空家でお困りの方へ

利用無料

空家等相談員派遣事業

のご案内

相模原市では、相模不動産団体三支部連絡協議会 の構成団体の協力の
のもと空家活用について助言を行う空家等相談員の派遣を実施して
います。

対象空家等

以下の要件のすべてを満たすものが対象です。

- ・本市の区域内にあるもの
- ・現在使用しておらず、賃貸用又は売却用として流通していないもの

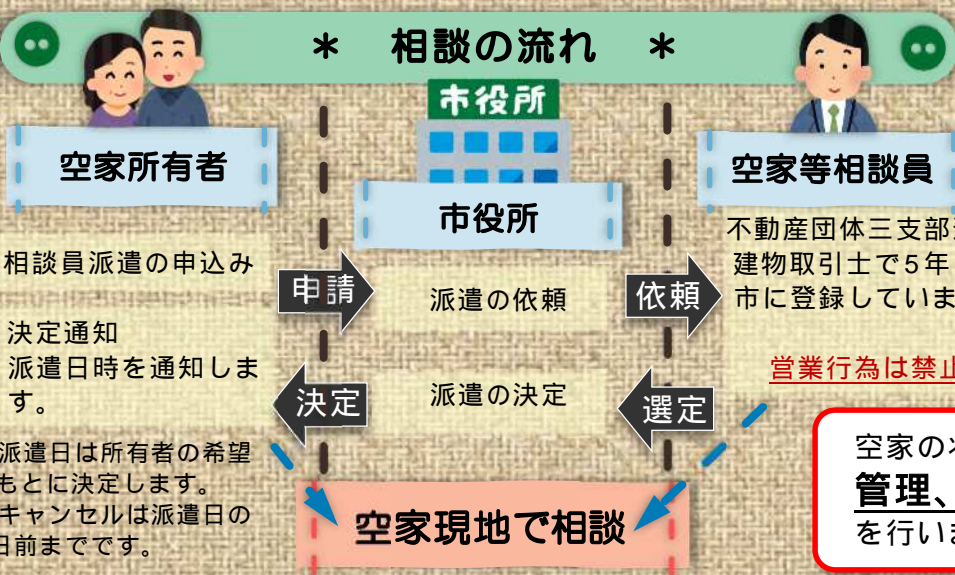
申請対象者

対象空家の所有者 又は 所有者から委任を受けた者

申請方法

空家等相談員派遣申請書（裏面）に付近見取図、所有図書（確認通知書・図面・登記等）
の写しを添えて、書面で下記問い合わせ先にお申込ください。（郵送可）

本相談員派遣の利用は、1つの空家に対して1回までです。



～協議会構成団体
(公社)神奈川県宅地建物取引業協会相模原北支部及び南支部 / (公社)全日本不動産協会神奈川県本部相模原支部

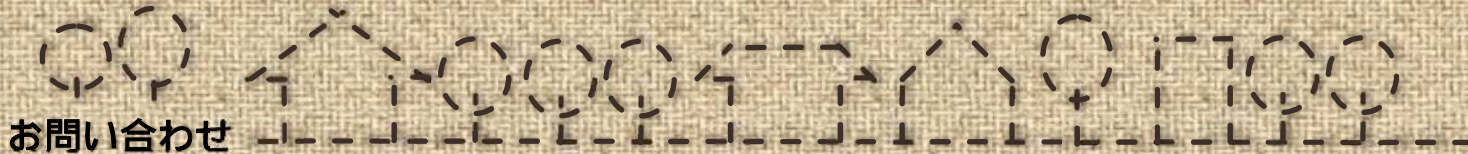
派遣する相談員は相模不動産団体三支部連絡協議会に所属する宅地建物取引士で5年以上の業務経験のある方が市に登録しています。

営業行為は禁止しています。

空家の状況を踏まえ、相談員が
管理、活用などに関する助言
を行います。

相談終了後、相談員が所見書を作成し、市役所から所有者へ送付します。

売却可能価格・想定賃料・工事費用等の金額提示は行いません。 建物内部への立入調査は、外装の状態が良好なものに限
建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。 り行うものとします。
本事業での調査は、目視及び提供資料によるものです。



お問い合わせ

相模原市役所 住宅課

電話：042-769-9817（直通）

住所 相模原市中央区中央2-11-15（第1別館 2階）

FAX：042-751-9674

第6号様式（第7条関係）

空家等相談員派遣申請書

年 月 日

相模原市長 あて

(申請者)
住 所：
氏 名：
電 話：
日中の連絡先：

相模原市空家等相談員派遣事業実施要綱第7条の規定により、空家等相談員派遣について付近見取図等を添えて申請します。

申請者区分	所有者 所有者から委任を受けた者（所有者との関係： ）		
対象建築物の所在地	相模原市 区		
建築年	明治・大正・昭和・平成	年 月	不明
構造	木造（ 在来工法 2×4 その他） 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 不明		
階数	地上 階/地下 階		
用途	一戸建ての住宅 長屋・共同住宅 店舗 その他（ ）		
延べ面積	m ²	建築面積	m ²
敷地面積	m ²	土地所有者	建 物 と 同 じ そ の 他 ()
増改築履歴			
所有図書	確認通知書 図面 登記 その他（ ）		
空家としている理由			
相談内容			
希望派遣日時	申込日から2週間後以降の日時（土日祝日・年末年始を除く）を第3希望までご記入ください。相談時間は1時間程度になります。 第一希望 年 月 日（ ） 午前・午後 第二希望 年 月 日（ ） 午前・午後 第三希望 年 月 日（ ） 午前・午後		

本申込書に記載された事項及びご提出いただいた所有図書等関係書類は、空家等相談員派遣の可否の検討及び空家等相談員の選定のため、市から相模不動産団体三支部連絡協議会に基礎情報として提供しますのでご了承ください。ただし、本業務以外には使用しません。